

『府税の賦課徴収に関する事務 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）』 概要

特定個人情報保護評価について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、平成27年10月から全国民に個人番号が通知され、社会保障・税・災害対策の各種行政手続で利用されております。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル(※)を保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するため適切な措置を講ずる旨を宣言するものです。

京都府では、「特定個人情報保護評価に関する規則」（以下「規則」という。）及び指針により、5年ごとに評価を再実施するよう努めるものとされていることから、前回の公表（令和2年10月）から5年を経過する前に、規則第7条に基づきパブリックコメントを行った上で、評価を再実施するものです。

※ 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルのことです。

1 評価書名

府税の賦課徴収に関する事務 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）」

2 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、府税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

3 項目一覧

- I 基本情報（事務の内容等）
- II 特定個人情報ファイルの概要
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

4 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

（1）事務の名称

府税賦課徴収事務

（2）事務の内容

地方税法及び京都府府税条例等に基づき、府税の賦課決定から納税に至るまでの一連の事務を行う。

特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や国税連携システム等から入手し、税務支援システムで管理する。

税務支援システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理

し、別途同システムで納税者一人一人に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能及び収納管理機能等と連携して活用する。

- (3) 対象人数
30万人以上
- (4) 使用するシステム
 - ・税務支援システム
 - ・住民基本台帳ネットワークシステム
 - ・国税連携システム
 - ・統合宛名システム
 - ・中間サーバシステム

5 特定個人情報ファイルの概要

- (1) 特定個人情報ファイル名
税務支援システムファイル
- (2) 対象となる本人の数
100万人以上1,000万人未満
- (3) 対象となる本人の範囲
府税の納税義務者及び課税調査対象者
- (4) 記録される項目
個人番号、基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、電話番号、地方税関係情報等
- (5) 保有開始日
平成28年1月

6 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- (1) 特定個人情報の入手
地方税法及び京都府府税条例等に基づいて提出される申告書、申請書等又は地方税法に基づく他の機関からの情報提供に限定される。
- (2) 特定個人情報の使用
PCのログイン時にカード認証、ユーザID・パスワード入力に加え、税務支援システム使用時に各職員に設定されたID・パスワード入力をするようになっており、職員の職責に応じた利用機能の範囲等を確認の上、業務に必要な範囲でアクセス権限を付与することにより不正利用を防止する。また、税務権限で統合宛名システムへアクセスした場合、アクセス権限の範囲が定められているため、必要のない情報を入手することはない。
- (3) 特定個人情報ファイルの委託
契約書等により「個人情報に係る秘密の保持、目的外収集・利用の制限、第三者への提供の禁止、複写・複製の禁止等」を確約させ、作業場所も限定している。
なお、再委託は原則禁止としているが、再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて本府の同意が必要なこととし、委託先と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図ることとしている。

(4) 特定個人情報の提供・移転

番号法に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。

(5) 特定個人情報の保管・消去

システムで使用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要な生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。

なお、当該サーバは、庁内ネットワーク又は総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。

また、構成している各サーバ等において、ウイルス対策ソフトを導入し、常にパターンファイルの更新を行うとともに、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

7 その他のリスク対策

(1) 自己点検・監査

年に一回、担当部署内において、評価書の記載内容とおりの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。

また、自己点検の内容に基づき、必要に応じ監査を実施する。

(2) 従業者に対する教育・啓発

税務支援システムを利用する職員を対象に、個人情報保護等の研修を実施するとともに、その記録を残す。

8 開示請求、問合せ

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部税務課

9 評価実施手続

しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。

住民等からの意見の聴取については、令和7年7月7日(月)～8月6日(水)の間、京都府民意見提出手続要綱に基づき実施する。

10 今後のスケジュール

○令和7年7月7日(月)～令和7年8月6日(水)
意見聴取(パブリックコメント)

○令和7年8月～令和7年9月
第三者点検(京都府個人情報保護審議会諮問、答申)

○令和7年9月～10月
パブリックコメント実施結果及び評価書最終案について議会へ報告
個人情報保護委員会へ評価書提出・公表